

南丹市

第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

7/31 時点骨子案

会議資料

令和９年３月策定予定

南丹市

白紙

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況	6
1 総人口の推移	6
2 身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)の状況	7
3 知的障がいのある人(療育手帳所持者)の状況	9
4 精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)の状況	10
5 身体・知的・精神障がいのある子ども(18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者)の状況	11
6 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移	12
7 難病患者数の推移	12
8 発達障がいのある子どもの状況	13
9 アンケート調査の概要	14
10 関係団体アンケート調査の概要	22
11 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標の検証	24
第3章 計画の基本方針	25
1 計画の基本理念	25
2 成果目標の設定(障がい者・障がい児)	25
3 活動指標(障がい者・障がい児)	26
第4章 計画の推進に向けて	26
1 市民・事業者・地域等との協働の推進	26
2 障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	26
3 計画の達成状況の点検及び評価	26
資料編	26
1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿	26
2 計画策定経緯	26

●「障がい」の表記について●

1 本市における「障がい者」の表記について

本市においては、平成18年11月17日に開催された「第1回南丹市身体障害者福祉大会」において、「障がい者」の表記についての提言がなされ、「障がい者」に対してより不快感を与えないよう、「害」を「がい」とひらがなで表記するよう改めるものとなりました。

◆ 第1回南丹市身体障害者福祉大会の資料より ◆

「障がい者」の表記について

「障害者の害の字が不快感を与えて好ましくない」という提言が全国的に広がっています。

一般的に「障がい者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故等に起因するものであることから、その人を表すとき“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。

このような理由から、南丹市身体障害者福祉会が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることに取り組んでいきます。

2 表記の基準

(1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。

対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

【例：障害者 ⇒ 障がい者、身体障害 ⇒ 身体障がい、障害物 ⇒ 障害物 等】

(2) 国の法令や地方公共団体の条例等、法人・団体名等の固有名詞による表記

名称、固有名詞等は、変更せずに表記します。

【例：身体障害者手帳、障害福祉サービス等】

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

国においては、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざし、障がい者施策に関する法制度の見直しが進められています。

令和6年4月には、「障害者差別解消法」の改正法が施行され、これまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。これを受け、相談体制の充実や周知・啓発の強化など、障がいのある人への適切な配慮を社会全体で推進する取組が進められています。また、「障害者総合支援法」などの改正では、地域生活を支える体制の充実、多様な就労ニーズへの対応、精神障がいのある人への支援、難病患者などへの支援の充実が図られました。さらに、「児童福祉法」の改正では、児童発達支援の一元化や障がい児支援の充実など、障がいのある子どもとその家族を支える体制の強化が進められています。

これらの制度改正に加え、障がいのある人の権利擁護や様々な障害特性に応じた支援に向けた取組も一層進められています。令和6年12月には、国において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定され、障がいのある人の尊厳や権利を守るとともに、偏見や差別のない社会の実現に向けた取組を推進しています。また、手話を重要な意思疎通の手段として位置づける「手話施策推進法」の公布や、「高次脳機能障害者支援法」の制定、医療的ケア児とその家族への支援の充実など、障害特性に応じた制度整備も進められています。

こうした国の制度改正や施策の動向を踏まえ、障がいのある人が自らの意思に基づき、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進めていくことが求められています。

(2) 本市の計画策定の趣旨

本市においては、令和6年3月に「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策に取り組んでいます。

そして、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間が、令和8年度に満了となることから、「南丹市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

(1) 計画の性格

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」との関係】

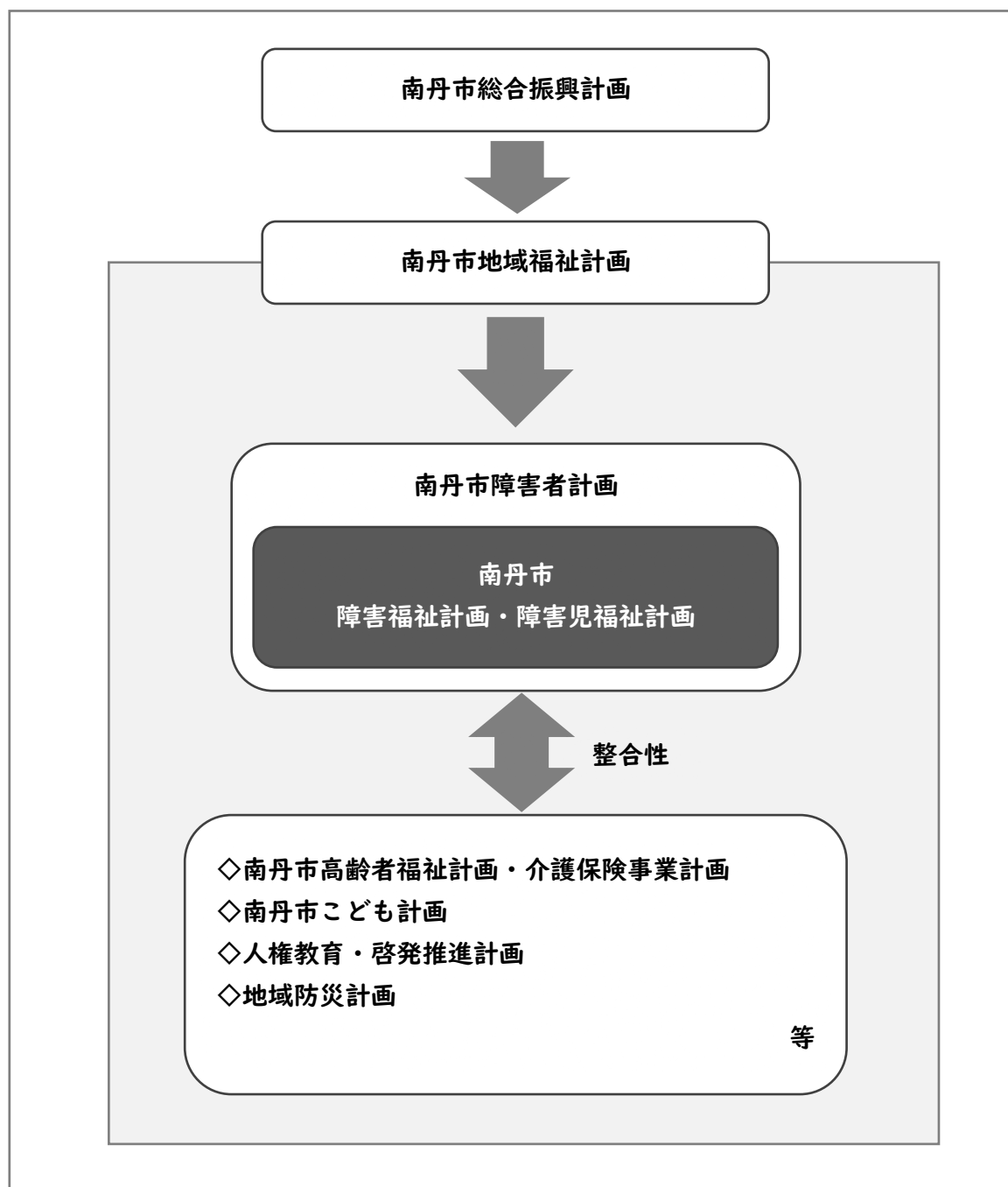
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

(2) 計画の位置づけ

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画は、まちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げるにより、計画の推進を図るものです。

その推進にあたっては、「南丹市障害者計画」をはじめとし、「南丹市地域福祉計画」「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「南丹市こども計画」等、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の計画期間は、令和9年度から令和11年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

南丹市障害者計画	第4期南丹市障害者計画
----------	-------------

第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

(1) 地域自立支援協議会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障害福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進等に向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を進めるため、令和7年12月から令和8年1月にかけて「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) 関係団体等アンケート調査の実施

上記(2)のアンケート調査に加え、障がい者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、令和7年12月から令和8年1月にかけて「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定に係る関係団体等アンケート調査」を実施し、関係団体等の意見聴取を行いました。

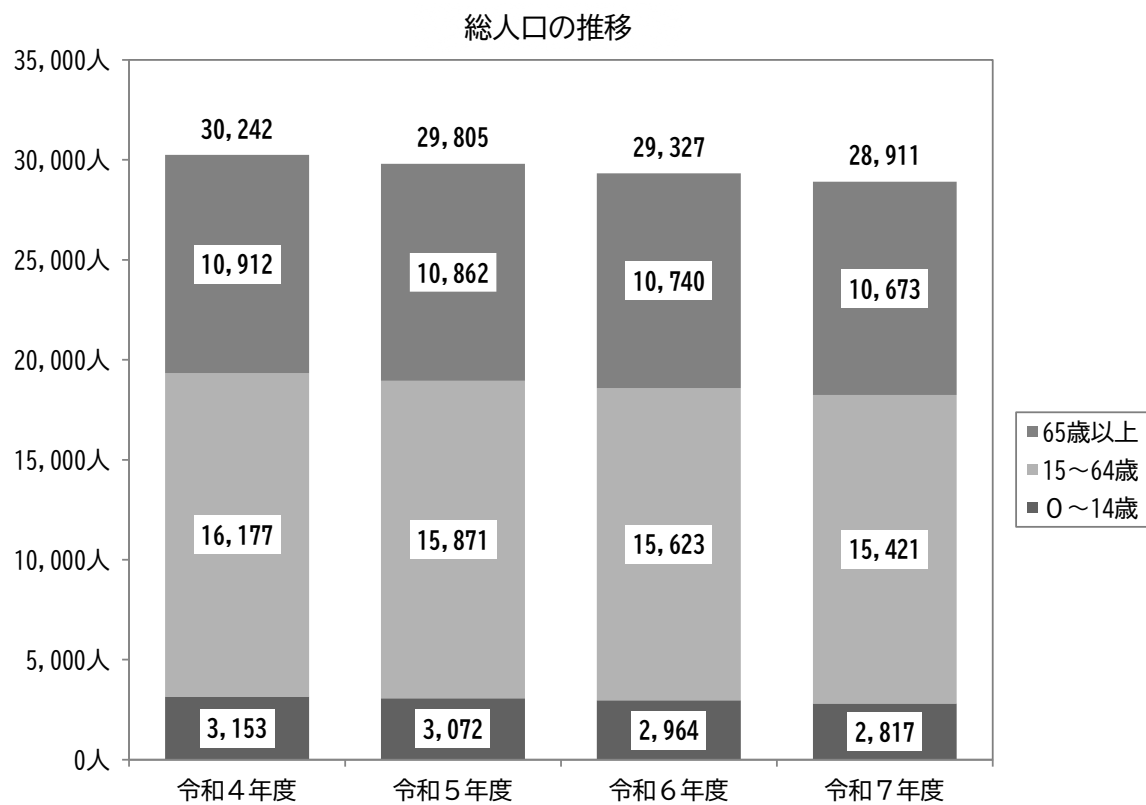
(4) 市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画案に対する「パブリックコメント（市民からの意見募集）」を実施し、市民意見の聴取を行いました。

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

Ⅰ 総人口の推移

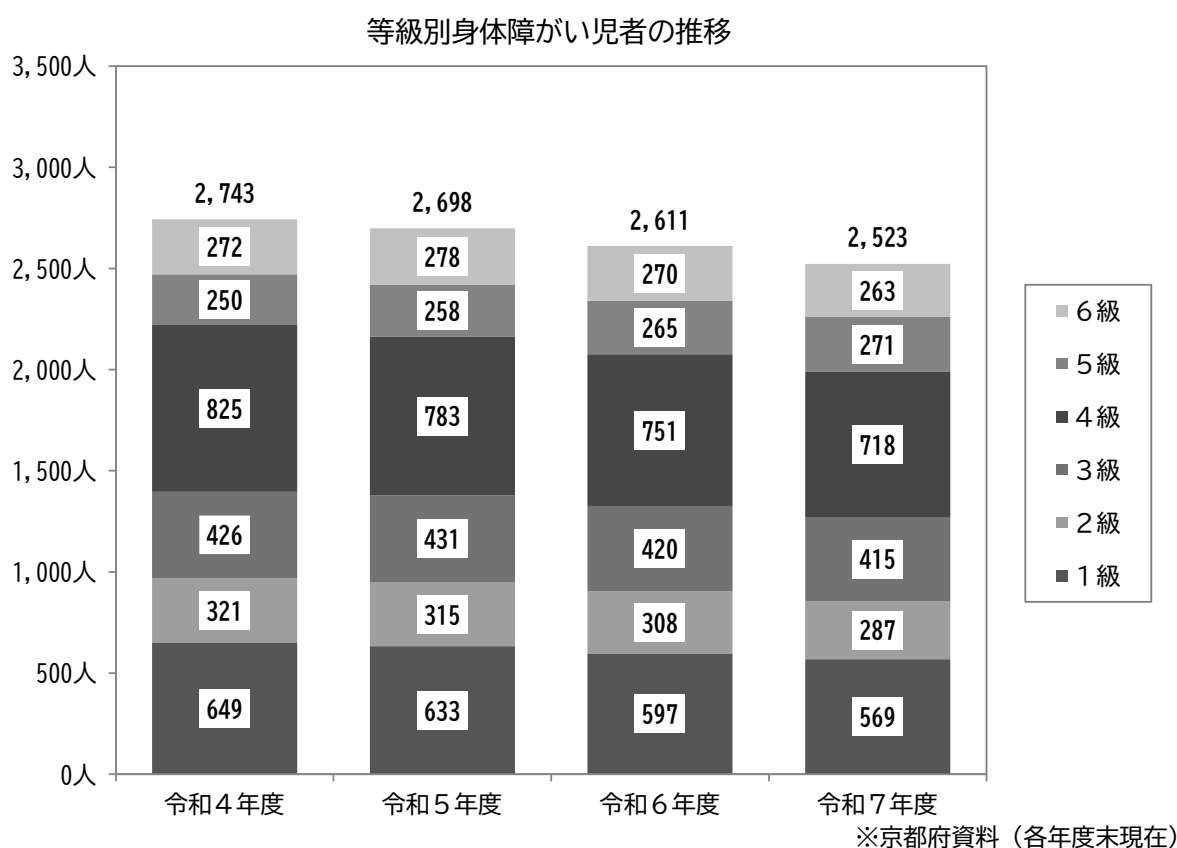
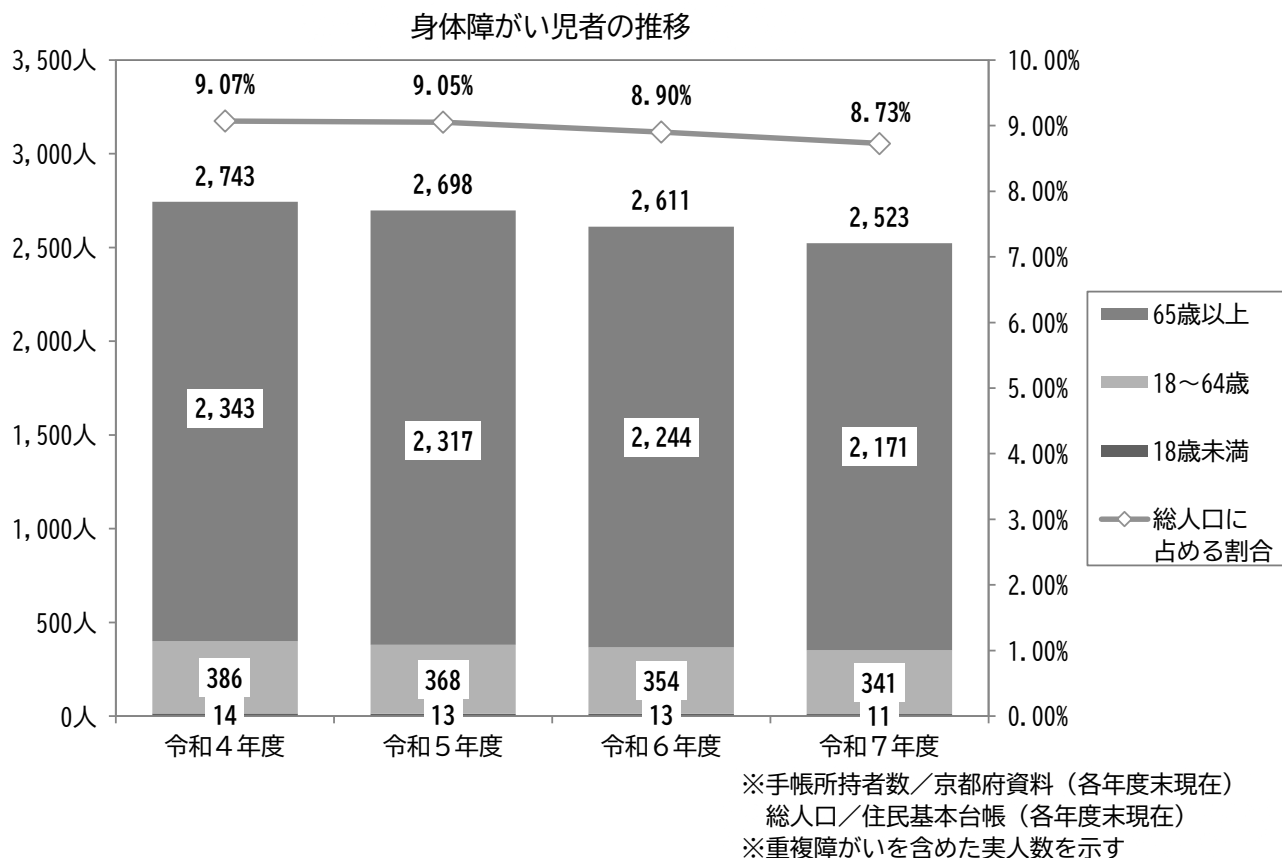
令和4年度からの総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和7年度には28,911人となっています。



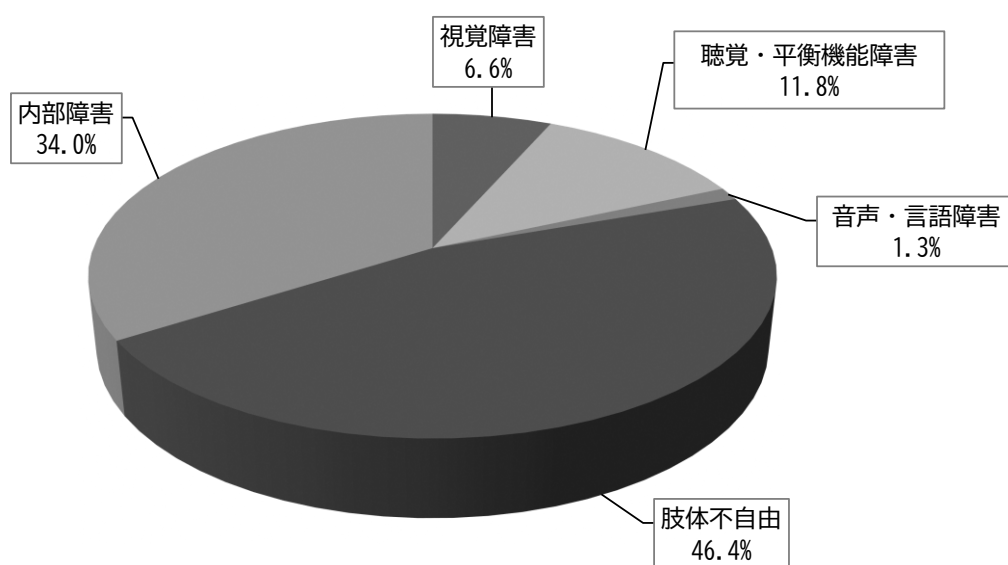
※住民基本台帳（各年度末現在）

2 身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)の状況

令和4年度からの身体障がい児者の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和7年度には2,523人となっています。

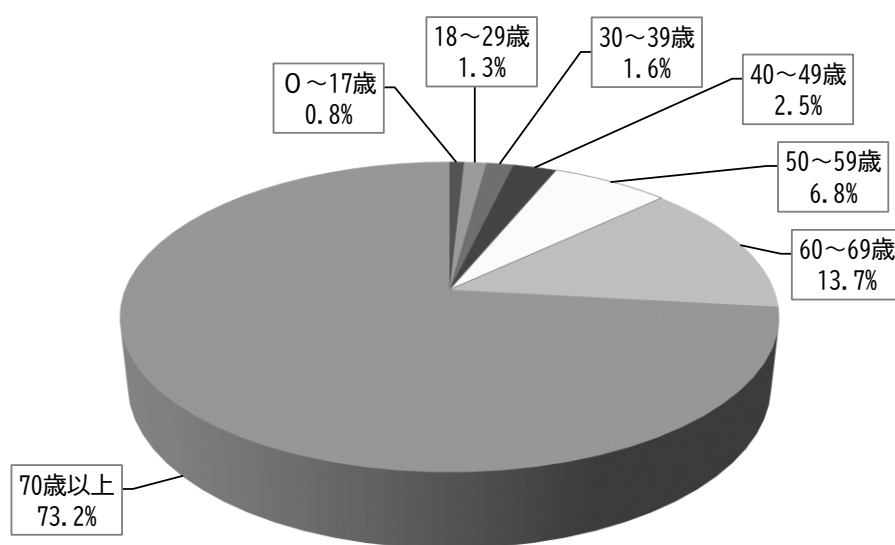


身体障がい児者の障がい種類別割合



※京都府資料（令和7年度末現在）

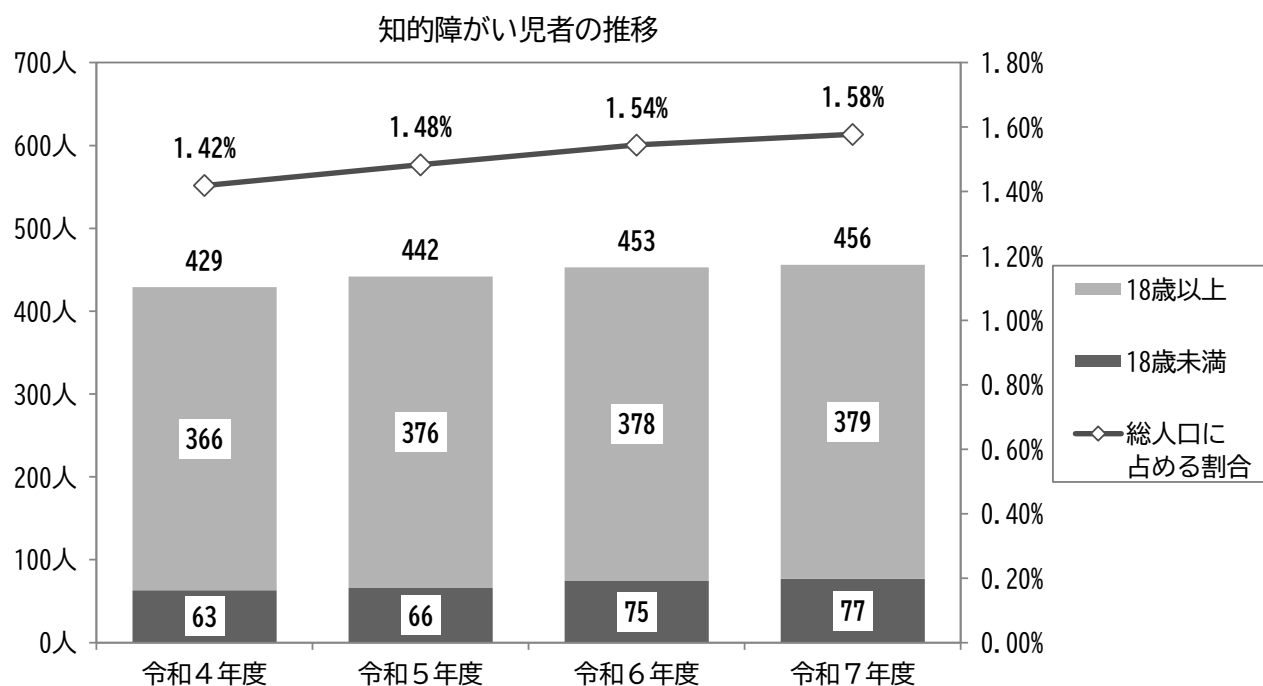
身体障がい児者の年齢区分別割合



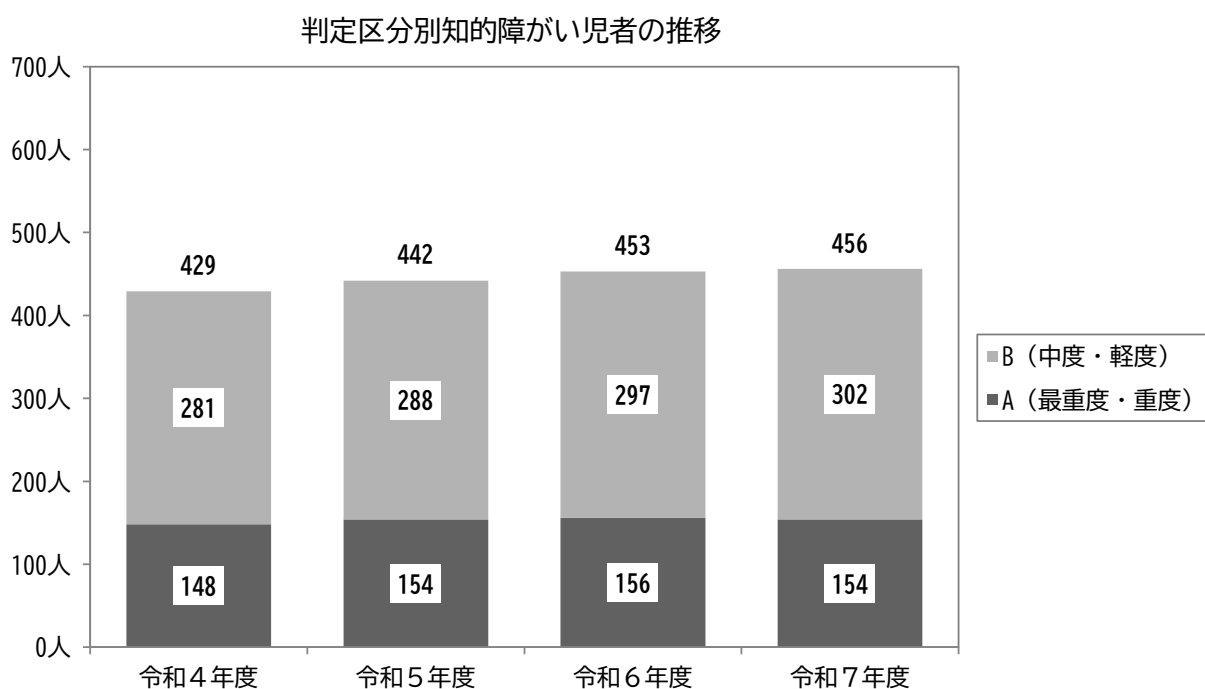
※南丹市福祉総合システム（令和7年度末現在）

3 知的障がいのある人(療育手帳所持者)の状況

令和4年度からの知的障がい児者の推移をみると、年々増加しており、令和7年度には456人となっています。

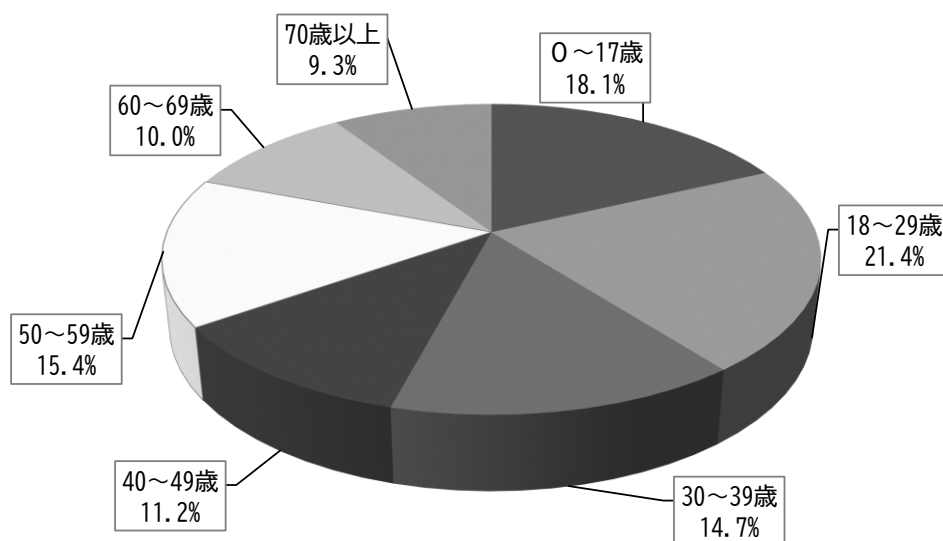


※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
 総人口／住民基本台帳（各年度末現在）
 ※重複障がいを含めた実人数を示す



※京都府資料（各年度末現在）

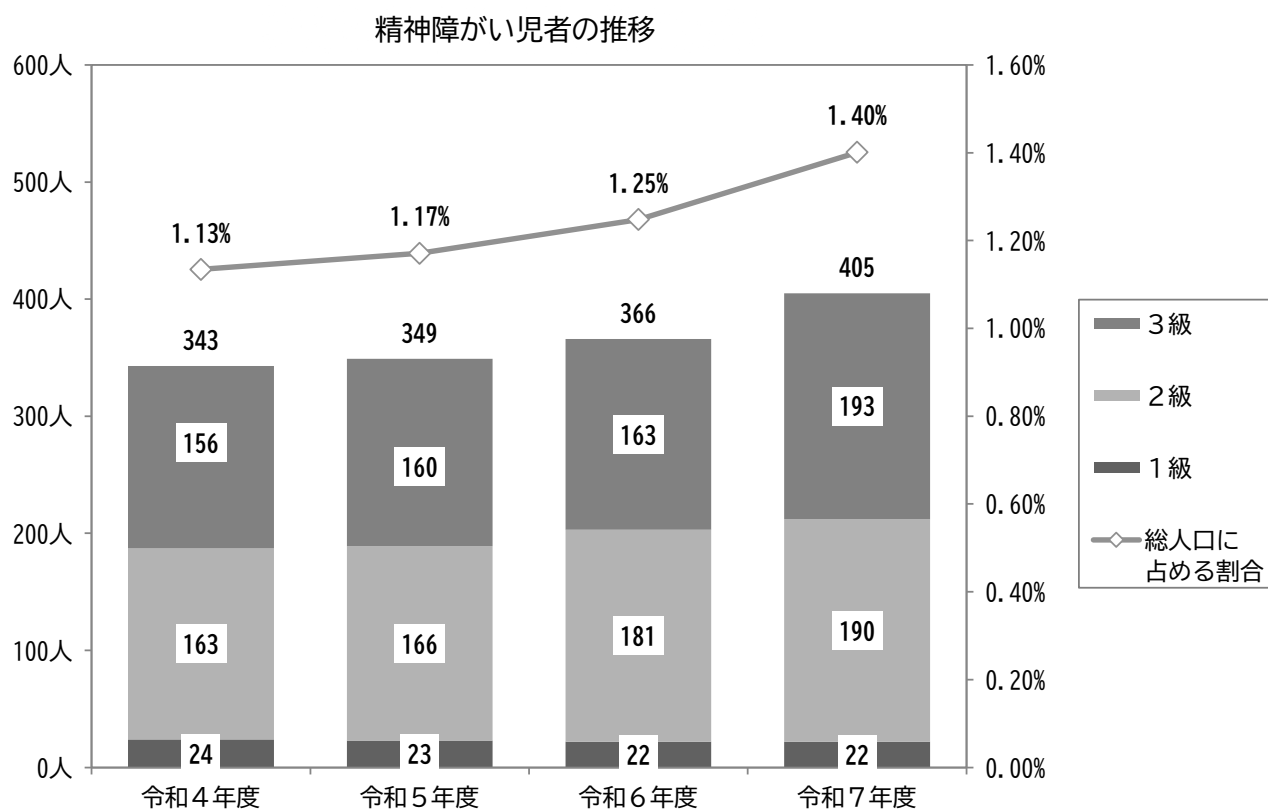
知的障がい児者の年齢区分別割合



※南丹市福祉総合システム（令和7年度末現在）

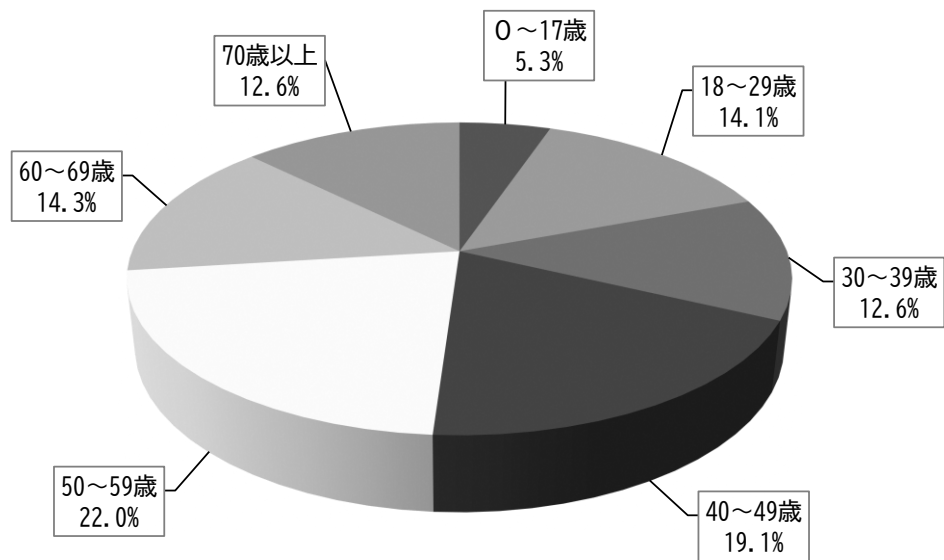
4 精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)の状況

令和4年度からの精神障がい児者の推移をみると、年々増加しており、令和7年度には405人となっています。



※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
 総人口／住民基本台帳（各年度末現在）
 ※重複障がいを含めた実人数を示す

精神障がい児者の年齢区分別割合



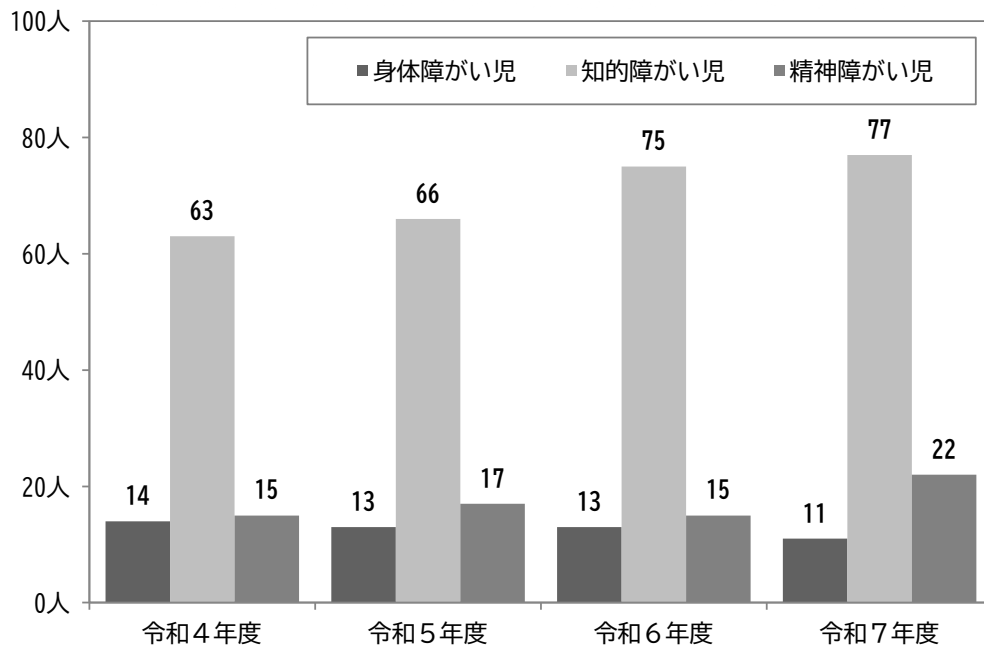
※南丹市福祉総合システム（令和7年度末現在）

5 身体・知的・精神障がいのある子ども

（18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

令和7年度における障がいのある子どもの人数は、身体障がい児が11人、知的障がい児が77人、精神障がい児が22人となっています。

18歳未満の身体障がい・知的障がい・精神障がい児の推移

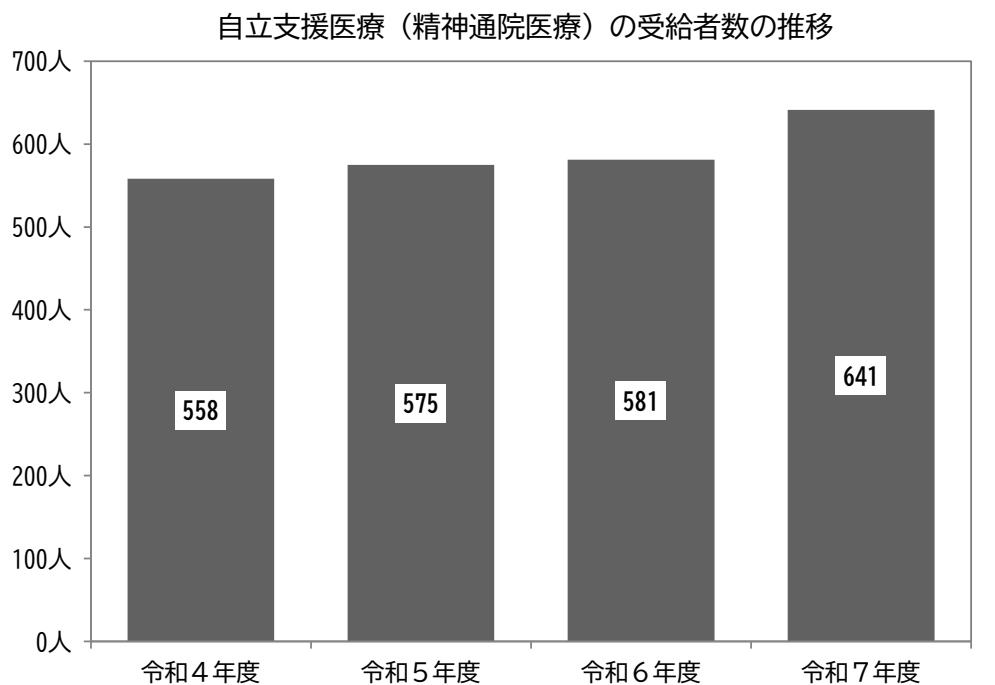


※京都府資料（各年度末現在）

※重複障がいを含めた実人数を示す

6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

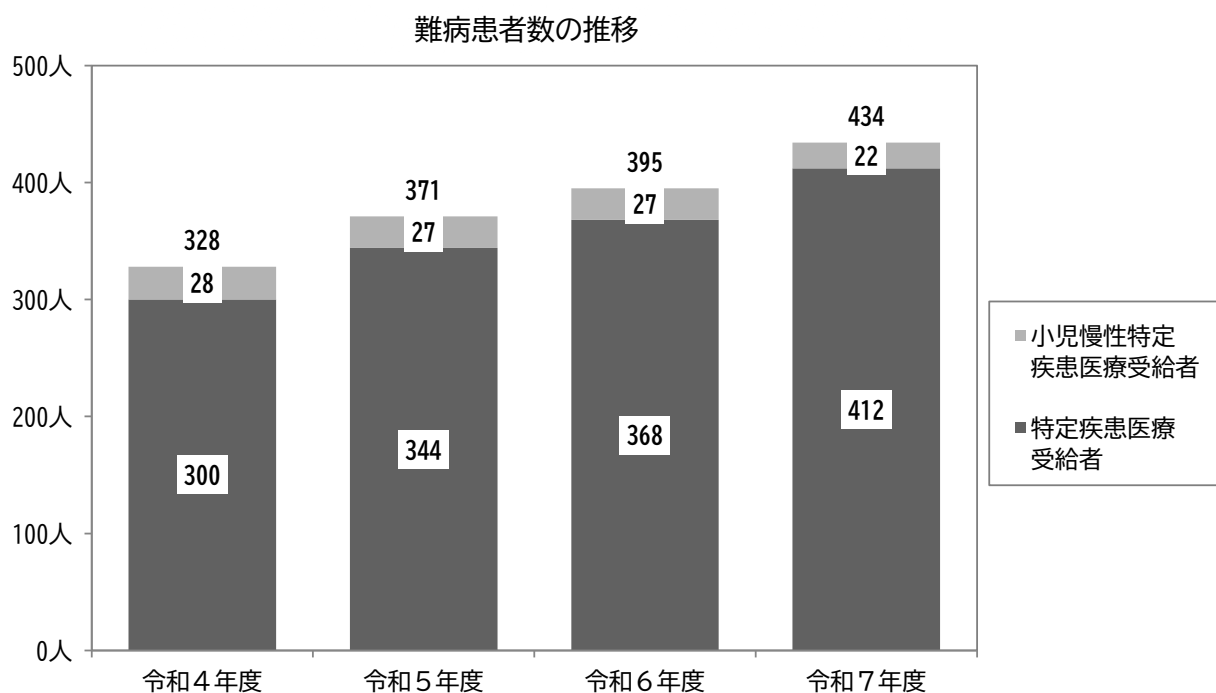
令和4年度からの自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、年々増加しており、令和7年度には641人となっています。



※京都府資料（各年度末現在）

7 難病患者数の推移

令和4年度からの難病患者数の推移をみると、年々増加しており、令和7年度には434人となっています。

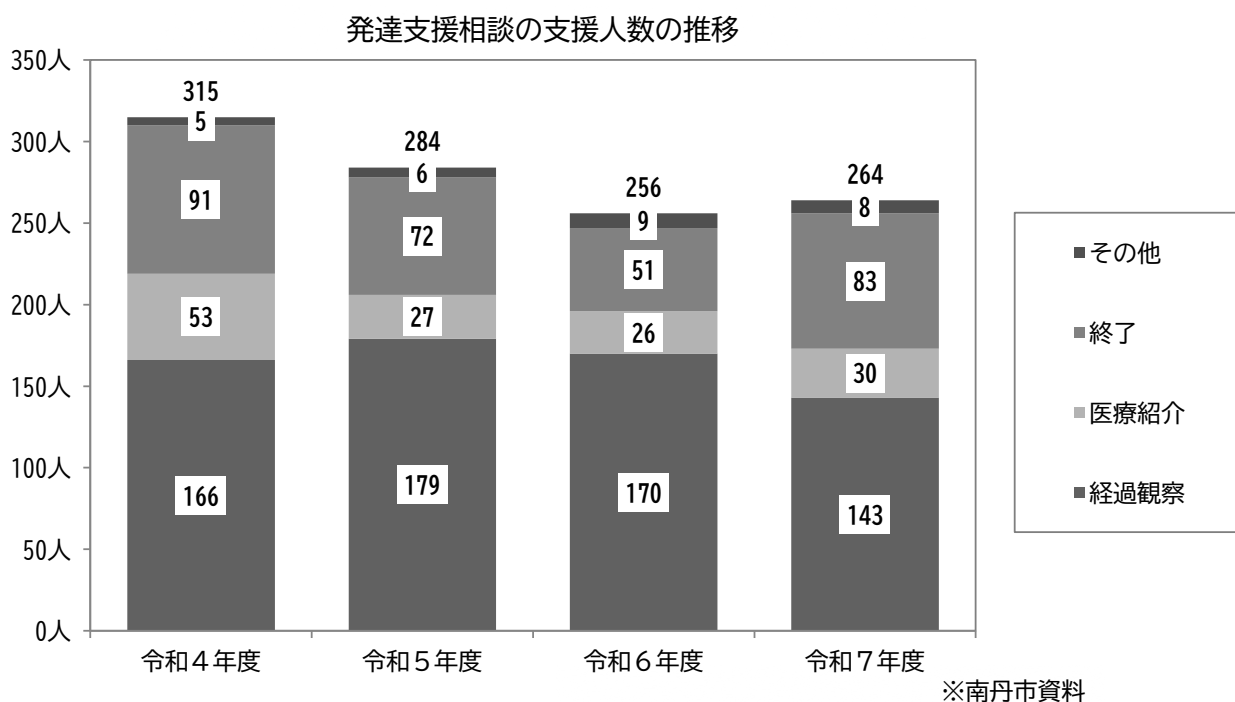
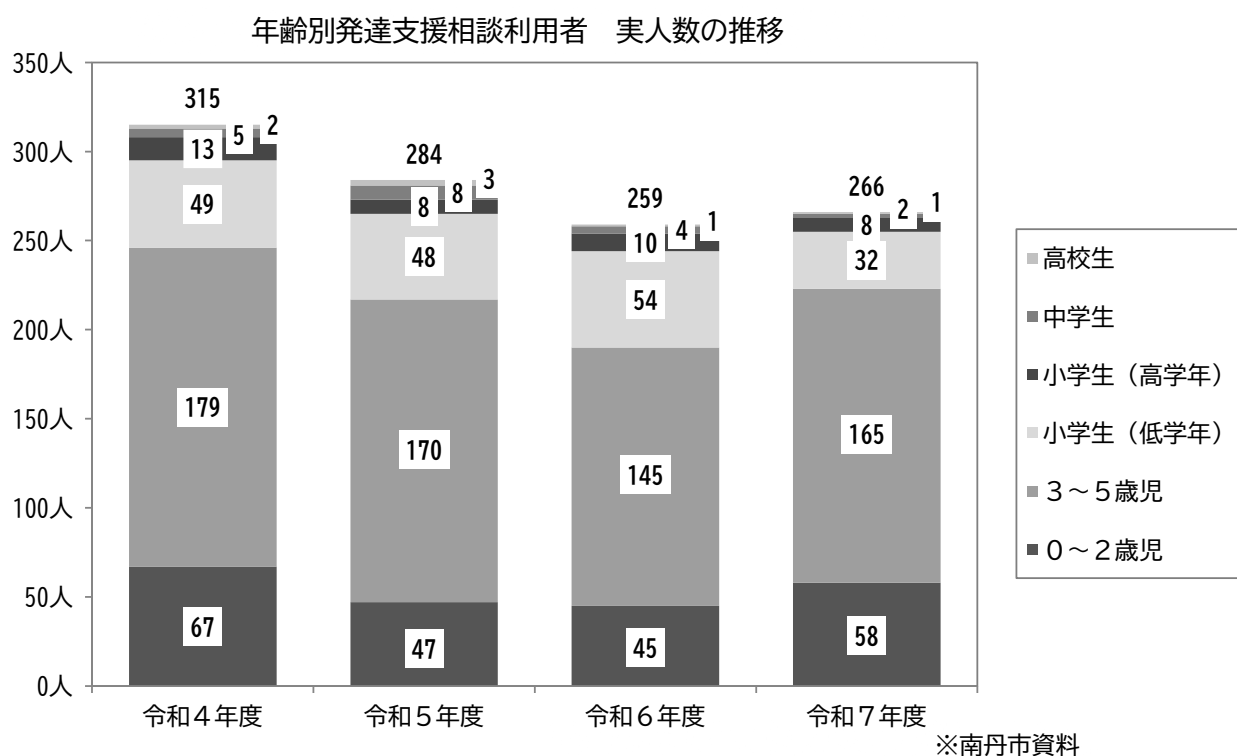


※京都府資料（各年度末現在）

8 発達障がいのある子どもの状況

南丹市子育て発達支援センターの発達支援相談を利用されている方の実人数をみると、令和6年度まで減少していましたが、令和7年度には増加に転じています。

また、年齢別にみると、就学前児童、小学校低学年の利用者が多く、小学校高学年以上からは少なくなっています。



9 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」策定のための資料とし、障がい者福祉施策を進める際の参考とするためにアンケート調査を行いました。

(2) 調査の種類と調査対象及び調査の方法

調査の種類と調査対象及び調査の方法は次の通りです。

調査名	調査対象	配布・回収方法	配布・回収期間
障がいのある方の福祉に関するアンケート調査	障害者手帳の所持者	郵送	令和7年12月～ 令和8年1月

(3) 回収状況

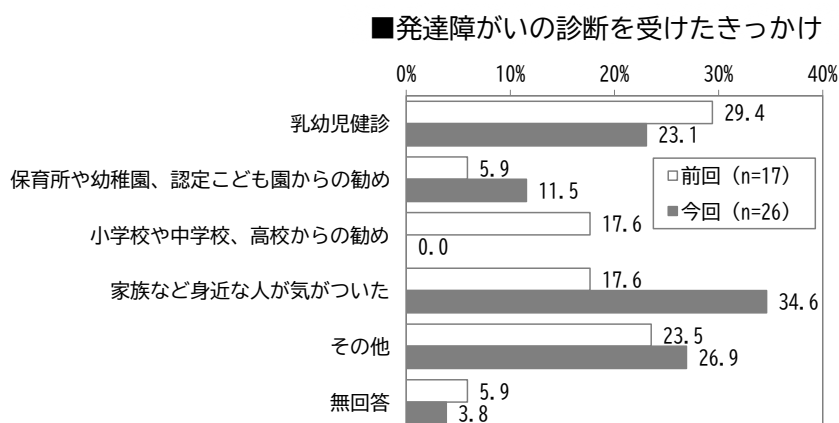
回収結果は次の通りです。

配布数	有効回収数	回収率
1,000 票	435 票	43.5%

(4) アンケート調査結果の概要

① 回答者について

- 年齢は、「75歳以上」が39.8%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が20.7%となっており、「65歳以上」が60.5%を占めています。
- 障害の程度は、「身体障害者手帳4級」が24.1%と最も多くなっています。また、身体障害者手帳所持者の障害の種類としては「肢体不自由」が44.0%と最も多く、次いで「内部障がい」が39.8%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.8%となっています。
- 発達障害について、診断を受けたきっかけは、「家族など身近な人が気がつい



※今回はR7、前回はR4に実施した調査を示す。
(表記が無い場合は今回の結果。)

※nは回答者数を示す。

以下同様。

た」が34.6%と最も多くなっており、前回調査と比較すると17.0ポイント増加しています。また、診断を受けた後の相談先としては、「病院などの医療機関」が42.3%と最も多く、次いで「南丹市子育て発達支援センター」が34.6%と、前回調査から22.8ポイント増加しています。

- 40歳以上で、介護保険サービスを利用していると回答した方は17.4%となっています。
- だれと一緒に暮らしているかは、「家族などと暮らしている」が73.1%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしている」が15.4%となっています。また、65歳以上で「ひとりで暮らしている」は16.3%となっています。
- どんなときに手助けが必要かは、具体的な内容としては、「買い物をする」が29.7%と最も多く、次いで「食事の支度や後片付けをする」が28.3%となっています。なお、「お金の管理」は、身体障がい者では15.6%、精神障がい者では32.1%となっているのに対し、知的障がい者では71.9%と割合が高くなっています。

② 医療について

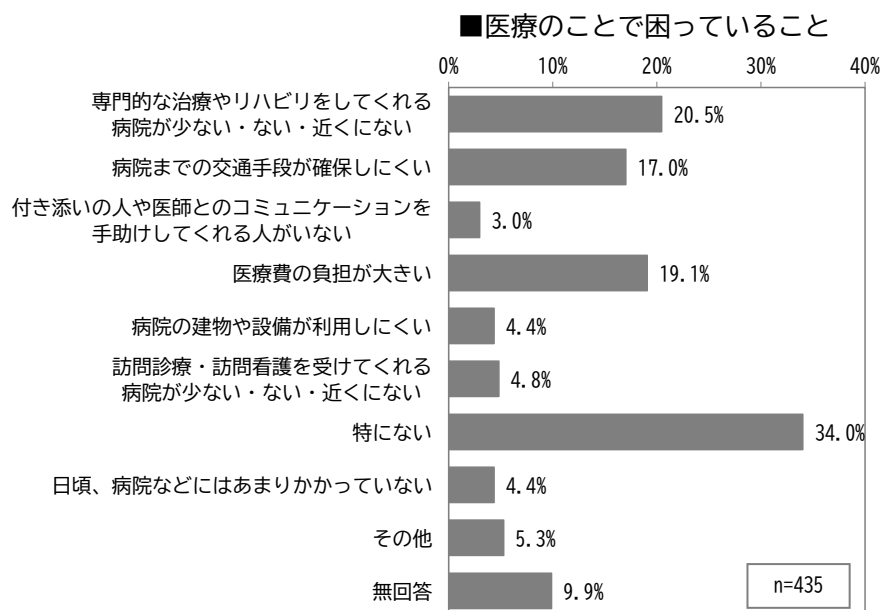
- かかりつけの医師については、90.1%の方がいると回答しています。なお、身体障がい者は92.0%、精神障がい者は96.4%がかかりつけの医師がいると回答しているのに対し、知的障がい者は78.9%と割合がやや低くなっています。

- 医療で困っていることは、具体的な内容としては「専門的な治療やリハビリをしてくれる病院が少ない・ない・近くにない」が20.5%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が19.1%、「病院までの交通手段が確保しにくい」が17.0%となっています。

- 医療的ケアは、「受けていない」方が61.6%と過半数を占めています。また、医療的ケアは「医師・看護師」から受けている方が69.7%と

最も多くなっていますが、次いで「家族・親族」が30.3%となっており、特に知的障がい者は「家族・親族」が54.5%と割合が高くなっています。

- 医療的ケアを受ける際に困ることは、具体的な内容としては「経済的負担が大きい」が22.7%と最も多く、次いで「ケアを受けられる場所が少ない」が15.1%、「ケアに対応できる人が少ない」が10.9%と、いずれも前回調査より割合が増加しています。



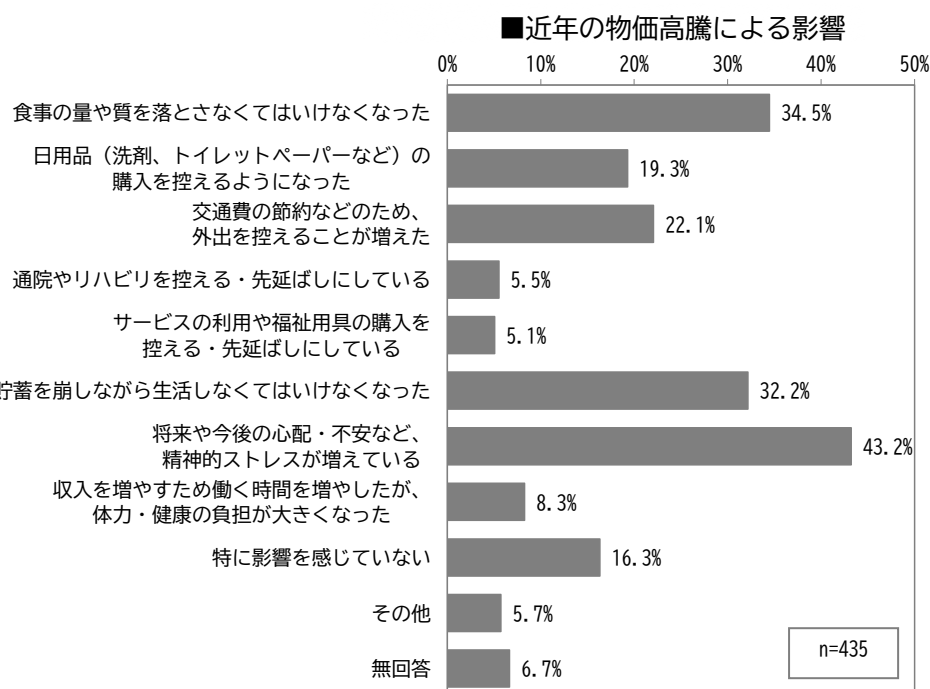
③ 経済的状况について

●経済的状况については、「余裕がある」の12.4%に対し、「余裕がない」が41.8%と多くなっています。また、「余裕がない」は、身体障がい者では41.6%、知的障がい者では33.3%となっているのに対し、精神障がい者では53.6%と、やや割合が高くなっています。

●主な収入源としては、「その他」を除くと「障害者年金」が28.7%と最も多く、次いで「給与や工賃」が26.0%となっています。なお、「その他」としては各種年金や生活保護等が挙げられています。

●物価高騰の影響

は、「将来や今後の心配・不安など、精神的ストレスが増えている」が43.2%と最も多く、次いで「食事の量や質を落とさなくては



る」については、経済状況に「余裕がある」方の16.7%に対し、「余裕がない」方は64.8%と割合が高くなっています。

④ 仕事について

●日中、常勤で仕事をしている方の勤務形態としては、「正社員」が39.0%と最も多く、次いで「自営業」が35.6%、「契約社員」が23.7%となっています。

●就労継続支援のA・B型に通う方で、一般就労をしたいと「思う」方は32.3%と、前回調査の63.0%から、30.7ポイントと大きく減少しています。

●就労されていない方の仕事をしていない理由としては、「年齢のため（学生・高齢）」が56.0%と最も多く、次いで「障がいなどで、できる仕事がない」が31.4%となっています。

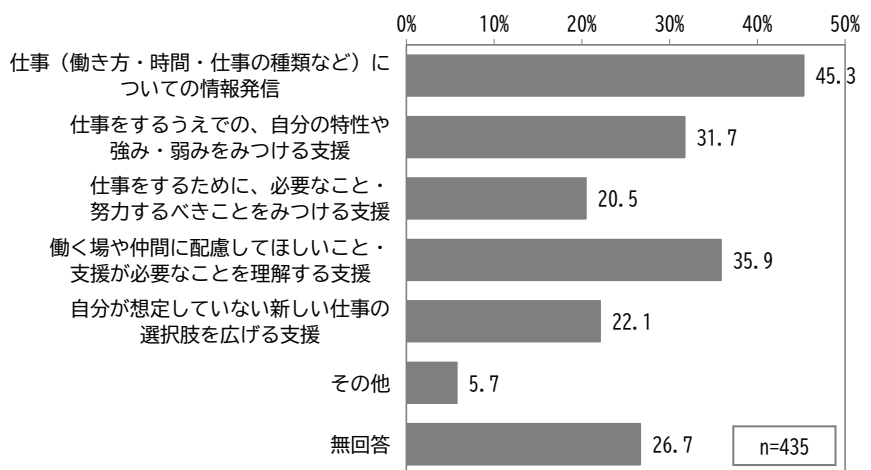
●障がいのある方が働きやすい環境に必要なことは、「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」がいずれも39.1%と最も多くなっています。次いで「企業における障がい者雇用への理解」が36.1%、「通勤手段」が34.7%となっています。

●障がいのある方が働くときに困ったこと、仕事を辞めた原因となったことについても、「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」と「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」の回答が多くなっています。

●障がいのある方が仕事を
探すときの支援は、「仕事
（働き方・時間・仕事の
種類など）についての情
報発信」が45.3%と最も
多く、次いで「働く場や
仲間に配慮してほしいこ
と・支援が必要なことを
理解する支援」が35.9%
となっています。また、
「仕事をするうえでの、
自分の特性や強み・弱み

をみつける支援」については、身体障がい者では24.8%となっている一方で、知的障がい者では52.6%、精神障がい者では60.7%と割合が高くなっています。

■自分に合った・したい仕事を見つけるために必要な支援



⑤ 保育・教育について

●保育・教育に必要なことは、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」と「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」がいずれも45.0%と最も多く、特に「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」は、前回より31.7ポイントと大きく増加しています。

⑥ 障害福祉サービスについて

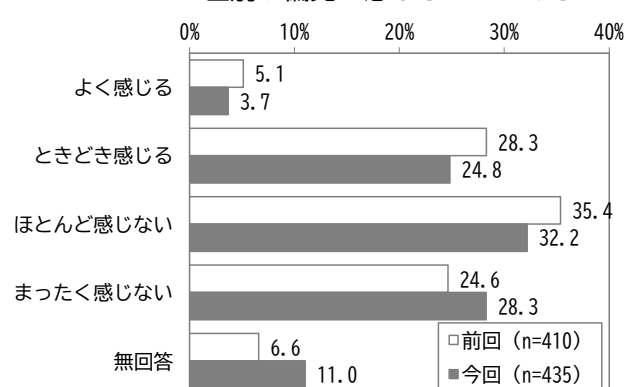
●障害福祉サービスについて、量や内容に充足・満足しているものとしては、「自宅でおこなう日常生活の支援」の7.8%、「サービスを利用するための相談」の7.4%、「日中を過ごす施設」の7.1%が、他と比べて割合が高くなっています。一方で、量や内容に不足・不満を感じているものとしては、「外出のときの支援」の3.7%、「自宅でおこなう日常生活の支援」の3.0%、「サービスを利用するための相談」の2.3%が、他と比べて割合が高くなっています。

⑦ 権利擁護について

●日常生活で差別や偏見を感じる（よく感じる＋ときどき感じる）方は28.5%と、前回調査の33.4%から、4.9ポイント減少しています。また、身体障がい者の23.5%に対し、知的障がい者では38.6%、精神障がい者では53.6%と割合が高くなっています。

●差別や偏見を感じるときは、「人間関係」が44.4%と最も多く、次いで「街のなかでの視線」が39.5%、「仕事や収入」が34.7%

■差別や偏見を感じることもあるか



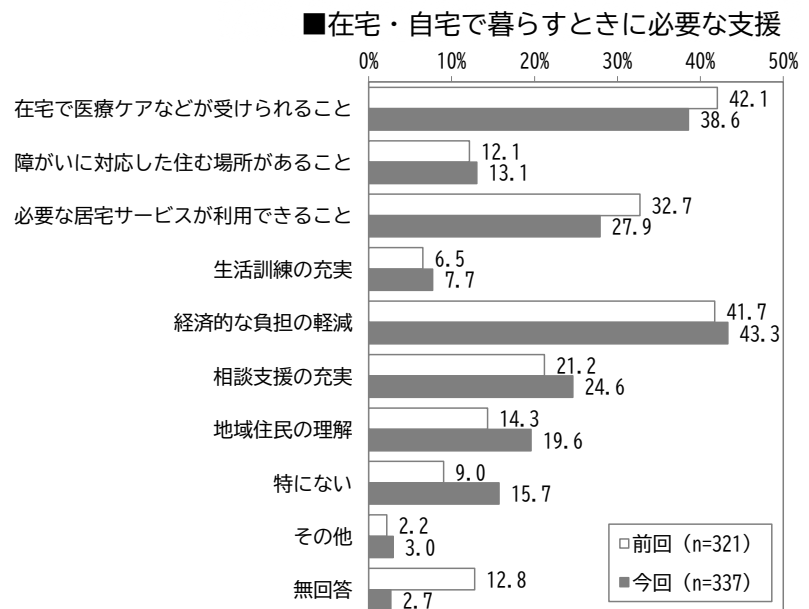
となっています。また、「仕事や収入」については、身体障がい者の 28.6%に対し、知的障がい者では 45.5%、精神障がい者では 40.0%と、やや割合が高くなっています。

- 権利擁護・成年後見センターの認知度は、「知っている」が 23.7%（前回 17.6%）と、前回調査と比較して割合が増加しています。
- 各種制度の認知度（よく知っている＋多少は知っている）は、成年後見制度は 32.2%（前回 35.6%）、障害者差別解消法の認知度は 17.4%（前回 22.4%）、障害者虐待防止法の認知度は 22.7%（前回 30.8%）、合理的配慮の認知度は 17.2%（前回 17.3%）となっており、いずれも前回調査と比較して割合が減少しています。
- 障害者差別解消法の改正に伴い配慮が受けやすくなったかは、「受けやすくなった（そう思う＋どちらかといえばそう思う）」13.5%、「受けやすくなっていない（あまりそう思わない＋まったくそう思わない）」20.7%となっています。

⑧ 今後の生活について

- 今後の暮らし方の希望は、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が 62.5%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が 14.9%となっています。

- 在宅で暮らす場合の支援としては、「経済的な負担の軽減」が 43.3%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 38.6%となっています。身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がい者と精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。



⑨ 相談体制について

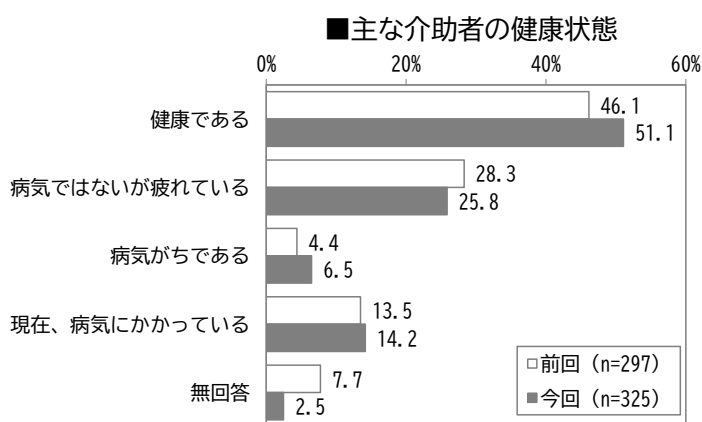
- 悩みや困ったことの相談先は、「家族・親せき」が 76.1%と最も多くなっています。一方で、「相談する人はいない」が 3.9%と前回調査の 2.2%から 1.7 ポイント増加しています。
- 相談体制について、十分と感じている（現在の状態で十分＋現在の状態でほぼ十分）は 57.2%と、前回調査の 55.6%から 1.6 ポイント増加しています。また、あるとよい相談体制は、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」が 29.9%と最も多く、次いで「窓口で福祉の専門職に相談できる」が 23.9%、「継続的に相談できる伴走型の相談体制」が 22.8%となっています。また、「身近な地域で相談できる」は、前回と比べ 5.6 ポイント増加しており、知的障がい者では「窓口で福祉の専門職に相談できる」と並んで 35.1%と、最も割合が高い項目となっています。

⑩ 情報提供について

- 障害福祉に関する情報は、「市の広報紙」から手に入れている方が26.4%と最も多いものの、前回調査の32.7%から6.3ポイント減少しています。また、知的障がい者では「相談支援事業者」が40.4%、精神障がい者では「病院、診療所」が30.4%と、それぞれ最も多くなっています。
- 情報を受け取る方法は、「相談支援事業者を通じて」が28.3%と最も多く、次いで「介助者を通じて」が26.0%となっています。また、18～64歳では「インターネット・SNS」が35.2%、精神障がい者では「電子メール」が41.1%と、それぞれ最も多くなっています。
- 手話を利用するための支援は、「手話を学ぶ機会をつくること」が54.3%と最も多く、次いで「手話への理解を高めること」が34.0%となっています。

⑪ 主な介助者について

- 主な介助者としては、18歳未満と18～64歳では「母親」が、65歳以上では「配偶者」がそれぞれ最も多くなっています。また、身体障がい者では「配偶者」が、知的障がい者と精神障がい者では「母親」がそれぞれ最も多くなっています。なお、「頼める人がいない」が2.8%と、前回調査の1.7%から1.1ポイント増加しています。
- 介助者の年齢は、18歳未満では「40～59歳」、18～64歳では「60～74歳」、65歳以上では「75歳以上」がそれぞれ最も多くなっています。また、身体障がい者でも「75歳以上」が最も多くなっています。
- 介助者の健康状態は、介助者の年齢が高齢になるほど「病気ではないが疲れている」「病気がちである」「現在、病気にかかっている」の割合が高くなる傾向があります。
- 介助や見守りを受けている時間の、「12時間以上」と回答した割合は年齢が低いほど高く、65歳以上の7.4%に対し、18歳未満では23.8%となっています。また、知的障がい者についても「12時間以上」が27.3%と身体障がい者や精神障がい者と比べ、割合が高くなっています。



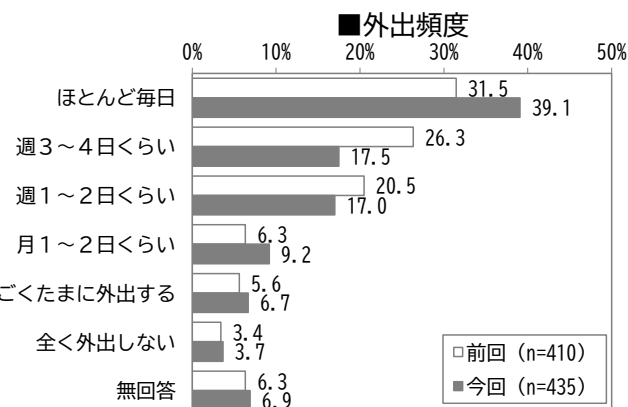
⑫ 安全・安心について

- 災害時に困ることは、「一人では避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が30.8%と最も多くなっています。また、知的障がい者では「避難所で介助が受けられるかどうか不安」が38.6%、精神障がい者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が30.4%と、それぞれ最も多くなっています。
- 南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知状況は、「わからない」が31.0%と最も多く、「知っており、作成済み（またはする予定）」が19.1%、「知らなかったので作成してほしい」が14.0%となっています。

⑬ 外出について

- 外出頻度としては、「ほとんど毎日」が39.1%と最も多く、前回調査の31.5%から7.6ポイント増加しています。なお、「全く外出しない」は、3.7%となっています。

- 外出時に困ることは、「階段等が不便、危険」が22.4%と最も多くなっています。また、知的障がい者では「人との会話などコミュニケーションが難しい」が23.6%、精神障がい者では「電車やバスが利用しにくい」が26.9%とそれぞれ最も多くなっています。



- 外出しない方の外出しない理由は、「障がい重いから」が31.3%と最も多くなっています。
- 外出する際、「介助者などがいれば外出できる」は26.7%となっています。身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出できる」が知的障がい者では「介助者などがいれば外出できる」がそれぞれ最も多くなっています。

⑭ 南丹市の取組に対する評価

- 取組として重要であるが、満足度が低い項目として、以下の施策があげられています。

施策名	加重平均 重要度	加重平均 満足度
基本目標2(1) 雇用・就労の支援	2.46	-0.26
基本目標2(4) 外出・移動の支援	2.48	-0.26
基本目標4(1) 相談体制の充実	2.54	-0.28
基本目標5(1) だれもが住みやすいまちづくり	2.71	-0.36
基本目標5(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり	2.67	-0.35
基本目標5(3) 防災・防犯対策の推進と、安全・安心な地域づくり	2.77	-0.19
基本目標6(1) 福祉の心・人権意識の高揚	2.45	-0.26

(5) 計画策定に向けた課題

- 発達障がいの診断後の相談先として、「南丹市子育て発達支援センター」が選ばれている割合が、前回調査から大きく高まっており、引き続きの周知とともに、体制のさらなる強化が求められます。
- 介護保険サービスを受けている方が一定数いる中で、地域包括ケアと共生社会の実現に向けた共生型サービスの提供体制の構築等に取り組んでいく必要があります。

- 病院が近くにないことや、病院までの交通手段が確保しにくいことを背景に、必要なケアを受けづらい、家族や親族が医療的ケアを担わざるをえないといった状況がみられます。経済面も含め、必要なケアを受けるための仕組みづくりが求められます。
- 65 歳以上のひとり暮らしは 16.3%となっており、見守り等の支援や取組を進めることが必要です。
- 経済的状況に余裕がない方が41.8%となっている中で、近年の物価高騰が、食事等の生活の質だけではなく、将来への不安や精神的ストレスにも影響を及ぼしていることがわかります。引き続き、経済的な支援も重要となります。
- 働きやすい環境として、職場の理解や人間関係、働き方の柔軟性といった点が重視されている中で、実際に働いて困ったことや、仕事を辞めた原因としても、同様の回答が多くなっています。また、差別や偏見を感じる点として「仕事や収入」の回答割合が高いことも踏まえ、合理的配慮のさらなる浸透も含め、事業所等への情報発信や理解促進が求められます。
- 保育・教育については、進路指導や、特に放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスの希望が高まっており、充実に向けた検討が必要です。
- 日常生活の中で差別や偏見を感じる方の割合は、全体的には前回調査からやや減少していますが、障がい種別によって状況が異なることを踏まえた、理解促進の取組が必要です。
- 権利擁護・成年後見センターの認知度が前回調査より高まっている一方で、成年後見制度や合理的配慮といった制度等の認知度が減少していることから、今後も権利擁護に関する周知・啓発の推進が必要です。
- 今後の暮らし方として、在宅を希望する方が多い中で、在宅で暮らしていくための経済的な負担の軽減や、在宅で医療ケア等を受けることのできる体制づくりについて、検討が求められます。
- 相談する人がいないという方もいらっしゃる中で、相談体制の充実は引き続き重要な課題となります。厚生労働省やこども家庭庁においても重視されている伴走型の相談体制の構築も含め、さらなる相談支援体制の強化が求められます。
- 情報の入手先には、年齢や障がい種別によって違いがあることも踏まえ、より適切な発信のツールや方法を検討する必要があります。
- 身体障害者手帳所持者のおよそ1割が「聴覚・平衡機能障がい」であることを踏まえ、手話を学ぶ機会づくり等に取り組み、手話の利用機会を広げていく必要があります。
- 介助者の高齢化が進む中で、年齢が高くなればなるほど、疲れだけでなく病気にかかりやすくなる傾向が見られます。引き続き、介助者の負担軽減等の支援体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 災害時に困ることは、身体障がいでは避難所に一人で行けない、知的や精神障がいでは避難所での介助や医療ケアに対する不安など、障がい種別によって違いがみられます。南丹市災害時要配慮者支援台帳について「知らなかったので作成してほしい」方が1割を超えていることも踏まえ、個々の状況や特性を把握するとともに、きめこまかな対応が求められます。

- 外出時に困ることや外出しない理由は、障がいの種別や、その重度によって異なる中で、わずかながら、まったく外出しないという方もみられます。外出は社会と関わる機会につながるだけでなく、心身両面の健康にも影響を及ぼすと考えられることから、外出支援の充実をはじめ、外出しやすい環境づくりが重要となります。
- 市の取組に関して、ここまで挙げた課題と関連する「働くことへの支援」「外出・移動の支援」「相談体制の充実」「防災・防犯対策、安全・安心な地域づくり」「福祉の心・人権意識を高める」といった施策の満足度が低いため、今後の取組について、さらなる検討・調整を行っていく必要があります。

10 関係団体アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

障がい児者にかかわる関係団体等に対し、現在抱えている問題点や今後の障がい者施策に対する要望等のアンケート調査を行いました。

(2) 実施期間

令和7年12月～令和8年1月

(3) 関係団体等

調査にご協力いただいた関係団体等については、以下のとおりです。

NO.	団体名
1	生活介護事業はぴあ
2	(株) 帆希 あーる
3	社会福祉法人花の会サポートセンターはいびすかす
4	城山共同作業所
5	口丹聴覚障害者協会 船井支部
6	社会福祉法人京都太陽の園 障害者支援施設こひつじの苑
7	就労継続支援A型 サンライズ
8	京都府視覚障がい者協会
9	ヒーローズ Japan
10	グループホームこひつじの苑
11	社会福祉法人桜梅会 障害者支援施設 丹波桜梅園
12	株式会社京 work 園部
13	京都府立丹波支援学校 PTA

14	障害者支援施設 りけい寮・通所支援センター りけい
15	ほほえみ八木訪問介護事業所
16	京都府立丹波支援学校
17	なんたん障害者就業・生活支援センター
18	はぴねすデイサービスセンター たんぽぽくらぶ
19	ひより舎 地域活動支援センター そよかぜ日吉
20	特定非営利活動法人 諸星塾
21	就労継続支援 B 型事業所 グレープガーデン
22	グループホーム すいせん
23	南丹市社会福祉協議会 つくし園
24	八木町難聴者の会
25	園部共同作業所
26	障害者支援施設 美山育成苑
27	(公財) 南丹市福祉サービスシルバー人材センター
28	社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 あじさい園
29	ヘルパーステーション あしたーる
30	口丹身心障害児父母の会連合会
31	COCORO・相談支援事業所 つなぐ
32	わいわいプラス園部第二教室
33	わいわいプラス園部教室
34	一般社団法人 あゆみ会 あゆみ工房
35	南丹市身体障害者福祉会
36	南丹つばみ会
37	社会福祉法人 花ノ木
38	京視協ガイドヘルプステーション
39	社会福祉法人 京都太陽の園 障害者支援施設 京都太陽の園
40	ふない聴覚言語障害センター

(4) 関係団体等アンケート調査からみた課題

○移動支援に関する意見が多数あり、移動支援の重要性が高まっています。障害福祉サービス事業所の送迎支援に対して、広大な市域により送迎範囲が過大であることや、物価高、人件費高騰等に対して送迎に対する報酬基準が見合っていないなどの要因で、事業所の負担が過重になってきているという意見が多数ありました。また地域生活の視点では、公共交通機関が少なく、障がい者や高齢者には移動手段が不便であることや、公共交通機関の利用が困難な障がい者等には代替手段が不足しているという意見がありました。

- 相談支援に関しては、相談支援専門員一人当たりの担当ケース数が増加しており過重な負担がかかっているという意見や障がい児者の相談にきめ細やかな対応ができにくくなっているという意見がありました。障がい児者ともに相談支援事業所や相談支援専門員の数が相談支援対象者の数に比べて不足している状況がうかがえます。また、相談支援専門員の質の向上、スキルアップの機会を望む建設的な意見もありました。
- 人材不足について、多くの団体から意見がありました。ほとんどのサービスにおいて人材不足が課題となっており、人材の高齢化、募集しても応募が無い、就職しても定着しにくい、専門職の不足といった課題がみられます。
- 人材不足による負担増の他、利用者の高齢化、障害の多様化・重度化に伴う支援者の負担増もみられます。ひきこもりといった課題も顕在化しており、対応が求められます。また、相談支援員の一人当たりの対応人数の増大や、職員の休日対応で支援提供している現状もあります。
- 賃金の低さも人材不足の大きな要因になっており、処遇改善に向けた支援を求める声があります。また、報酬改定や制度改正により事業所等の減収となったことで、人材不足と合わせ、事業継続が難しくなっているところもあります。
- 連携体制に関する意見もあり、情報共有等の横の繋がりの強化を求める声や、複雑なケースでの密な連携が必要だという声があります。またサービスの連携についても、年齢があがっても（卒業後も）サービスを利用し続けられる方策や、介護保険への移行の際の支援が必要という意見があります。
- ICT等の技術を活用した負担軽減へ期待する声もありますが、導入や運用コストの懸念や、利用に向けた研修の必要性、特定の方に負担が集中しないような調整を求める意見もあります。
- 市の財政難によるサービスの縮小に対する意見もあり、支援の継続を求める声があがっています。

II 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標の検証

別資料にて取りまとめております。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

令和6年3月に策定した「第4期南丹市障害者計画」で掲げる基本理念「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市」を、本計画においても基本理念として掲げ、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざし、各種サービス提供等の障がい者施策を進めます。

障がいのある人もない人も
ともに尊重し合いながら
安心して暮らせるまち 南丹市

2 成果目標の設定（障がい者・障がい児）

成果目標・数値目標や活動指等については、
次回以降の会議にてお諮りする予定です。

参考：国が示す成果目標	
成果 目標	● 施設入所者の地域生活への移行 ● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ● 福祉施設から一般就労への移行等 ● 障害児支援の提供体制の整備等 ● 地域生活支援の充実 ● 相談支援体制の充実・強化等 ● 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 活動指標（障がい者・障がい児）

成果目標・数値目標や活動指等については、
次回以降の会議にてお諮りする予定です。

参考：国が示す活動指標	
活動 指標	● 施設入所者の地域生活への移行等 ● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ● 地域生活支援の充実 ● 福祉施設から一般就労への移行等 ● 発達障害者等に対する支援 ● 高次脳機能障害者に対する支援 ● 障害児支援の提供体制の整備等 ● 相談支援体制の充実・強化等 ● 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・地域等との協働の推進

2 障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

3 計画の達成状況の点検及び評価

資料編

1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿

2 計画策定経緯
